

# 笠山町広報部運営規約

本規約は、笠山町々内会会則第 10 条の(1)に定める広報部（以下本会という）の業務について必要な事項を定め円滑な会務の運営を図ることを目的に定める。

## 1. 事業

本会は、目的を達成するために次の事業を行う。

1. ホームページを通じた住民への情報伝達
2. 町内会ホームページ専用掲示板の管理
3. 上記に関連または付帯する事項

## 2. 構成員（部員）

本会は、笠山町に在住し、もしくは事務所、店舗、作業所等を有するものなかから町内会長より委嘱された者（部員）で構成する。

## 3. 責任者の定め

本会は、次の役職者を置く

部長 1名

部長は必要に応じ委員のなかから副部長・会計を任命し会務の役割を分担することができる。

## 4. 任期

部員の任期は、会長の任期に準ずる。再任は妨げない。

## 5. 会議等

部会・・・事業の計画の必要性に応じて部長が招集する。

## 6. 必要経費

本会の運営に必要な経費については、主管役員を通じて会計に請求する。

## 7. 雑則

本会と町内会役員会との連絡調整については、町内会の主管役員が行う。

以上

制定 平成5年4月 発足  
平成21年7月 改訂  
平成26年4月 改訂

## 付記

平成26年4月 ホームページの管理は、まちづくり推進室が主管する。

広報部長を笠山町まちづくり推進室の委員に委嘱する

### 「新たな広報部」の行動目標

1. 町内会および子ども会の活動状況を住民に周知  
会員の増強や地域力(住民相互の協力関係)のアップを図る
2. 町内会活動のスタッフの活性(若い年代層ができる活動領域の創造)